別紙　利用料金表（医療保険）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年6月1日現在

訪問看護基本療養費Ⅰ （一般の在宅療養者の方への訪問看護に対する療養費）		利用料金	１割	２割	３割
①週3日まで		¥ 5,550	¥ 560	¥ 1,110	¥ 1,670
②週4日目以降		¥ 6,550	¥ 660	¥ 1,310	¥ 1,970
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物居住者に対するもの）		利用料金	１割	２割	３割
同一日に2人	①週3日まで	¥ 5,550	¥ 560	¥ 1,110	¥ 1,670
	②週4日目以降	¥ 6,550	¥ 660	¥ 1,310	¥ 1,970
同一日に3人以上		利用料金	１割	２割	３割
同一日に3人以上	週3日まで	¥ 2,780	¥ 280	¥ 560	¥ 830
	週4日目以降	¥ 3,280	¥ 330	¥ 660	¥ 980
訪問看護基本療養費Ⅲ （在宅療養に備えて一時的に外泊している者）		利用料金	１割	２割	３割
主治医から交付		¥ 8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550
訪問看護管理療養費		利用料金	１割	２割	３割
□　機能強化型訪問看護管理療養費1（月の初日の訪問の場合）		¥ 13,230	¥ 1,320	¥ 2,650	¥ 3,970
■　機能強化型訪問看護管理療養費2（月の初日の訪問の場合）		¥ 10,030	¥ 1,000	¥ 2,010	¥ 3,010
□　機能強化型訪問看護管理療養費3（月の初日の訪問の場合）		¥ 8,700	¥ 870	¥ 1,740	¥ 2,610
□　上記以外		¥ 7,670	¥ 770	¥ 1,530	¥ 2,300
月の2日目以降の訪問の場合		利用料金	１割	２割	３割
■　訪問看護管理療養費1（同一建物居住者の占める割合が7割未満） ※別表第7に掲げる疾病等の者、及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護が4人以上/月		¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
□　訪問看護管理療養費2（同一建物居住者の占める割合が7割以上）		¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
■　訪問看護医療DX情報活用加算 ・初回訪問時に、訪問診療・薬剤情報を取得、活用し計画的な管理を行い質の高い医療提供した場合		¥ 50	¥ 10	¥ 10	¥ 20
訪問看護情報提供療養費 ・居住する市町に対して求めに応じてサービスに必要な情報を提供した場合 ・保険医療機関・保険医療施設に入院・入所する時、診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたりサービスに必要な情報提供した場合 ・厚生労働大臣が定める疾患などの利用者のうち小・中学に入学、転校時、サービスに必要な情報を提供した場合		¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450
□　ターミナルケア療養費 ・厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容をふまえ、本人・家族の意思決定を基本に他の関係者との連携し対応 ・在宅で死亡した方に対して、退院当日（退院支援指導加算）を含め死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施した場合		¥ 25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500
■　24時間対応加算（イ） ・24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合		¥ 6,800	¥ 680	¥ 1,360	¥ 2,040
□　24時間対応加算（ロ） ・（イ）以外の場合		¥ 6,520	¥ 650	¥ 1,300	¥ 1,960

□ 特別管理加算（重） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレや留置カテーテルを使用している方	¥ 5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500
□ 特別管理加算 ・その他の特別な管理を必要としている方	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
夜間・早朝訪問看護加算 （18：00～22：00、6：00～8：00）	¥ 2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630
深夜訪問看護加算 （22：00～6：00）	¥ 4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260
□ 乳幼児加算	¥ 1,300	¥ 130	¥ 260	¥ 390
□ 乳幼児加算 ・別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	¥ 1,800	¥ 180	¥ 360	¥ 540
難病複数回2回/日	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
難病複数回3回/日	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400
複数名訪問看護加算1回/週 ・看護師等と2名で訪問	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
複数名訪問看護加算3回/週 ・看護補助者と2名で訪問	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
緊急訪問看護加算（月14日目まで）	¥ 2,650	¥ 270	¥ 530	¥ 800
緊急訪問看護加算（月15日目以降）	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600
□ 長時間訪問看護加算 ・厚生労働大臣が定める者【週1回又は週3回】	¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560
□ 退院時共同指導加算 ・退院又は老人保健施設の退所に当たり、患者又は、看護に当たっている者に対して在宅療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合 （厚生労働大臣が定める疾病の場合、特別管理加算の対象者は2回目の訪問まで加算対象）	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400
□ 特別管理指導加算 ・退院時共同指導加算算定された方で厚生労働大臣が定める状態にある場合	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600
□ 退院支援指導加算 ・厚生労働大臣が定める疾病の者、特別管理が必要な者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対して退院するに当たって退院日に療養上必要な指導を行った場合	¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800
□ 退院支援指導加算 ・厚生労働大臣が定める疾病の者、特別管理が必要な者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対して退院するに当たって退院日に療養上必要な指導を行った場合 ※（90分超えた場合又は、複数回の合計時間が90分超えた場合）	¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520
□ 在宅患者連携指導加算 ・訪問診療を含め、歯科訪問診療又は訪問薬剤管理指導を実施している機関と文書による情報共有を行うと共に共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
□ 在宅患者緊急時カンファレンス加算 ・状態の急変に伴い、訪問診療の医師の求めにより訪問診察の医師又は歯科医師等又は、薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同でご自宅を訪問しカンファレンスに参加し共同で療養上必要な指導を行った場合	¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600
その他				
交通費	¥ 300			